

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

(2025年4月1日現在)

1. 板橋区医師会訪問看護ステーションの概要

1) 事業所とサービス提供地域

法人名	公益社団法人 板橋区医師会
代表者	代表理事 齋藤 英治
事業所名	板橋区医師会訪問看護ステーション
管理者	馬場 実央
所在地	東京都板橋区高島平2-32-2-107
電話番号	03-3931-4774
介護保険指定番号	東京都指定 1367193311
通常の訪問地域	板橋区、練馬区北町（なお、地域外でも要相談）

2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
看護師	5名 (管理者及び兼務者含)	5名	10名
理学療法士	2名	2名	4名
作業療法士	1名	0名	1名
事務職員	2名(兼看護補助者)	0名	2名

3) 営業日および営業時間等

営業日	営業時間	休日
月曜日～土曜日	9:00～17:30	日曜日、祝祭日、 年末年始(12/29～1/3)

※営業日および営業時間外は、24時間連絡可能な体制をとっております。ただし、緊急時訪問看護体制等の加算に対するご契約をしている方に限らせていただきます。

2. 訪問看護サービスの内容

- ①病状の観察
- ②清潔、食事、排泄等の日常生活の援助
- ③リハビリテーション
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤終末期のケア
- ⑥精神・心理面の援助
- ⑦カテーテル等の管理
- ⑧療養生活および介護方法の助言・指導
- ⑨その他医師の指示に基づく医療的処置

◎主治医と密な連携をとりながら、安全な看護ケアの提供に努めています。

◎「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア体制」の届け出施設です。

3. 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- 1) **申し込み**……ご利用者・ご家族から
- 2) **訪問看護指示書**……主治医からの「訪問看護指示書」の発行は必ず必要です。その際、主治医の医療機関で一部負担金が生じます。
- 3) **居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）**……ケアマネジャーの作成する「居宅サービス計画」に訪問看護サービスが入ります。
- 4) **訪問看護計画**……初回訪問時、ご利用者およびご家族と面接し、サービスに対する希望や要望をお聞きし、心身の状況を確認します。主治医の指示書や居宅サービス計画に沿って、援助する看護ケアについて「訪問看護計画書」を作成します。その訪問看護計画書に沿って訪問看護を提供します。
- 5) **説明と同意と交付**……訪問看護の内容をご利用者・ご家族に説明し、同意を得て、その訪問看護計画書は交付いたします。
- 6) **介護保険から医療保険に変更**……下記の①②の状態に至った場合、変更になります。
 - ①厚生労働大臣が定める疾病等：
末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞踏病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーニャール重症度ステージ 3 以上日常機能障害度Ⅱ又はⅢ度））、多系統萎縮症（線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経症、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
 - ②急性増悪等による特別指示書の発行期間
- 7) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付する「サービス利用表」を提示してください。また、これらの内容に変更が生じた場合は必ず再度提示してください。

4. 利用時間および利用回数

- 1) 居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。
- 2) 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供します。

5. 利用料および利用者負担

- 1) 利用料および利用者負担金は、法定利用料に基づく別紙の「利用料金表」のとおりです。
- 2) 要介護度等の支給限度額を超えたサービス利用をした場合、その単位数の 10 割相当額が利用者負担金となります。
- 3) 居宅サービス計画を作成しない場合や居宅サービス計画を作成する前にサービスを利用した場合などは「償還払い」になります。一旦、利用者が利用料(10 割)を支払い、その後区市町村に対して保険給付分(9割)を請求していただくことになります。その際は、「サービス提供証明書」を発行いたします。
- 4) 医療保険に変更の場合は、それに伴う利用料および利用者負担金の変更があります。

6. 利用者負担金の支払いについて

- 1) 原則月末締めにて請求書をお渡しし、現金集金または規程日にご指定の口座より自動引き落としとなります。
- 2) 訪問看護利用料金は確定申告の対象となりますので、領収書を大切に保管してください。

領収書の再発行はできません。

7. 夜間および緊急時の対応について（緊急時訪問看護加算）

- 1) 緊急時の対応をご希望される場合は『緊急時訪問看護加算』の契約をしていただくことが必要です。必要に応じ居宅サービス計画の予定に組み込まれていない臨時の訪問もいたします。
- 2) 夜間・休日等の臨時訪問を行った場合は、訪問看護時間に応じて居宅サービス計画の修正が必要になり、その単位数の一部負担金が生じます。
- 3) 『緊急時訪問看護加算』の契約をしていない方でも必要に応じ臨時訪問をいたしますが、別紙料金表に定める金額の10割相当額をお支払いいただきます。

8. 緊急事態および事故発生時の対応

- 1) 訪問看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について、速やかに管理者および主治医に報告いたします。
- 2) 緊急時の対処を講じるにあたり、ご家族等の連絡先を明確にしておく必要があります。
- 3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

9. 経過観察・再評価

- 1) 訪問看護サービス提供の経過において、病状の変化、状態の変化に応じ、訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。
- 2) 主治医やケアマネジャー、又は地域包括支援センター担当者と相談をし、居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）の修正等に関する援助を行います。

10. キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所にご連絡下さい。ただし、利用者の病態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

11. 天災、自然災害時の対応について

地震や台風の直撃等の場合、重症者及び緊急対応の訪問を優先させていただくことがあります。可能な限り変更等のご連絡をいたしますが、音信不通の場合等連絡が届かない場合もありますので、予めご了承ください。

12. 看護情報の開示

訪問看護サービスに関する記録は、利用者の求めに応じ開示いたします。複写をする場合はその実費を請求いたします。

13. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 1) 当事業所職員または擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。
- 2) 当事業所では虐待防止のための対策を検討する委員会や研修を定期的に関催し職員に対し周知徹底を図ります。
- 3) 虐待防止責任者 管理者 馬場実央

14. ハラスメント防止について

当事業所の職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為

上記は当該職員、利用者及びその家族が対象となります。

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に対応し、再発防止策を検討します。

15. 感染対策について

事業所において感染症が発生しないようまたは蔓延しないよう措置を講じます。

- 1) 職員の健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所内の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための感染対策委員会を定期的を開催し職員へ周知しています。
- 4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- 5) 職員に対して感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16. 業務継続に向けた取り組みについて

- 1) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

17. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- 1) サービス担当者は、常時身分証を携帯し、利用者やご家族の求めに応じ、いつでも提示いたします。
- 2) 訪問看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- 3) 訪問看護師は、介護保険制度等により「利用者（要介護者）の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこと」とされています。これ以外の業務（調理・買い物・掃除等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承下さい。
- 4) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子の接待等は、一切ご遠慮させていただきます。

18. 苦情窓口

利用者に提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、ケアマネジャー、区市町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

事業者	苦情対応責任者 馬場実央	03-3931-4774
板橋区	介護保険苦情相談室	03-3579-2079
練馬区	介護保険苦情相談室	03-3993-1344
東京都	東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177

19. その他

1) 法人の概要

名 称 : 公益社団法人 板橋区医師会

代表者 : 代表理事 齋 藤 英 治

所在地 : 東京都板橋区大和町1-7

電 話 : 03-3962-1301

定款の目的に定めた事業：
・医学の振興および医師の生涯教育に関する事業
・地域医療および地域福祉に関する事業
・医師会病院の設置運営に関する事業
・訪問看護ステーションの設置運営に関する事業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2) 板橋区医師会訪問看護ステーションの特徴

- ・板橋区医師会在宅医療センター内に療養相談室、板橋区医師会在宅ケアセンター（ケアプラン作成）および高島平地域包括支援センターを併設しています。
- ・板橋区医師会会員の先生方と連携しています
- ・板橋区医師会病院と連携しています

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要な事項を説明いたしました。

年 月 日

所在地 板橋区高島平2-32-2-107

事業者名 公益社団法人 板橋区医師会

代表者 代表理事 齋 藤 英 治

事業所名 板橋区医師会訪問看護ステーション

説明者 _____

【契約書別紙】

(要介護の方)

訪問看護の内容及び利用料金

2025 年 4 月 1 日

	サービス内容		自己負担(1 割)	自己負担(2 割)	自己負担(3 割)
①	看護師による 訪問	20 未満	358 円/回	716 円/回	1074 円/回
		30 未満	537 円/回	1074 円/回	1611 円/回
		30 分～1 時間未満	939 円/回	1877 円/回	2815 円/回
		1 時間～1 時間半未満	1286 円/回	2572 円/回	3858 円/回
	理学療法士等による訪 問(看護師の代わりにリハ ビリ職員が行う)	約 20 分	336 円/回	671 円/回	1006 円/回
		約 40 分	671 円/回	1341 円/回	2011 円/回
		約 60 分	907 円/回	1813 円/回	2719 円/回
②	◆サービス提供体制強化加算Ⅰ (A)		7 円/回	14 円/回	21 円/回
③	◆緊急時訪問看護加算Ⅱ (B)		655 円/月	1309 円/月	1964 円/月
④	◆特別管理加算Ⅰ(500 単位) (C)		570 円/月	1140 円/月	1710 円/月
	Ⅱ(250 単位)		285 円/月	570 円/月	855 円/月
⑤	◆ターミナルケア加算(適応時) (D)		2850 円	5700 円	8550 円
⑥	退院時共同指導加算 入院(入所)中に在宅生活における指導を行った場合		684 円/月	1368 円/月	2052 円/月
⑦	初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成し、退 院日に初回訪問を行った場合		399 円/月	798 円/月	1197 円/月
	初回加算Ⅱ 過去 2 ヶ月訪問看護を受けていない 場合、新規に訪問看護計画書を作成した場合		342 円/月	684 円/月	1026 円/月
⑧	複数名訪問看護加算Ⅰ 同時に看護師 30 分未満	30 分以上	290 円/回	580 円/回	869 円/回
		30 分以上	459 円/回	917 円/回	1375 円/回
	複数名訪問看護加算Ⅱ 同時に看護補助者 30 分未満	30 分以上	230 円/回	459 円/回	688 円/回
		30 分以上	362 円/回	723 円/回	1084 円/回

※上記の◆の加算分は支給限度額に含まれません。

准看護師による訪問の場合、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定させていただきます。

介護保険負担割合(1～3 割)に応じて自己負担が発生します。

加算料金等の説明と同意

A. サービス提供体制強化加算 Ⅰ〔有〕

当事業所は、訪問看護歴 7 年以上の職員を 30%配置し、サービスの質を高めるための
研修等を実施しています

B. 緊急時訪問看護加算 〔有・無〕

安心した在宅療養生活を過ごすために、同意を得た方に、夜間・休日を問わず 24 時間
いつでもご相談を受け、必要時訪問看護を実施するものです。訪問看護を行った際は、その
時間に応じた費用が生じます。

なお、夜間等に訪問看護を行った場合、月の 2 回目から早朝(6 時～8 時)と夜間(18 時
～22 時)は 25%、深夜(22 時～6 時)は 50%の加算が生じます

*連絡方法等に関する詳細は別に配布いたします。

C. 特別管理加算

以下の特別な管理を必要とする利用者で、その状態にある者をいいます。

- | | | |
|----|---|--|
| I | ☐ 在宅麻薬等注射指導管理 | ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 |
| | ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 | ☐ 気管カニューレを使用している |
| | ☐ 留置カテーテルを使用している | ☐ 在宅気管切開患者指導管理 |
| II | ☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 | ☐ 在宅血液透析指導管理 |
| | ☐ 在宅酸素療法指導管理 | ☐ 在宅中心静脈栄養指導管理 |
| | ☐ 在宅経管栄養指導管理 | ☐ 在宅自己導尿指導管理 |
| | ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | ☐ 在宅自己疼痛患者指導管理 |
| | ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 | ☐ 人工肛門・人工膀胱設置している |
| | ☐ 真皮を越える褥瘡 | ☐ 週3日以上点滴が必要な状態 |
| | ☐ 該当なし | |

D. ターミナルケア加算（適応時）

主治医との連携の下、ご自宅で行われる人生の最終段階（終末期）におけるケアのことです。

その他、必要な加算が生じた場合には、その都度ご説明し、ご了承いただきます。

3) その他の利用料（消費税別）

- | | | |
|--------------------------|----------------|----------|
| (1) 交通費 | 通常の訪問看護エリア外 | 一律 450 円 |
| (2) 緊急訪問看護加算契約者以外の緊急訪問 | 法定利用料の 10 割相当額 | |
| (3) 特別管理加算対象外の長時間訪問看護利用料 | 2,000/30 分につき | |
| (4) 死亡時のお清め（エンゼルケア） | 10,000 円 | |

※訪問看護指示書を発行に際し、主治医の属する医療機関で「訪問看護指示書料」の一部負担が発生しますのでご了承ください

4. 利用料の支払い方法

原則、ご指定の口座振替とさせていただきます。都合が悪い場合はお申し出ください。

ご指定の口座振替	・	現金集金
----------	---	------

事業者

事業者及び事業所名	公益社団法人板橋区医師会 板橋区医師会訪問看護ステーション
代 表 者	代表理事 齋 藤 英 治 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

訪問看護の内容及び利用料金

	サービス内容		自己負担(1 割)	自己負担(2 割)	自己負担(3 割)
①	看護師による 訪問	20 未満	346 円/回	691 円/回	1037 円/回
		30 未満	515 円/回	1029 円/回	1543 円/回
		30 分～1 時間未満	906 円/回	1811 円/回	2716 円/回
		1 時間～1 時間半未満	1243 円/回	2486 円/回	3728 円/回
	理学療法士等による訪 問(看護師の代わりにリハ ビリ職員が行う)	約 20 分	324 円/回	648 円/回	972 円/回
		約 40 分	648 円/回	1295 円/回	1943 円/回
		約 60 分	486 円/回	972 円/回	1457 円/回
②	◆サービス提供体制強化加算Ⅰ (A)		7 円/回	14 円/回	21 円/回
③	◆緊急時訪問看護加算Ⅱ (B)		655 円/月	1309 円/月	1964 円/月
④	◆特別管理加算Ⅰ (500 単位) (C)		570 円/月	1140 円/月	1710 円/月
	Ⅱ (250 単位)		285 円/月	570 円/月	855 円/月
⑤	退院時共同指導加算 入院(入所)中に在宅生活における指導を行った場合		684 円/月	1368 円/月	2052 円/月
⑥	初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成 し、退院日に初回訪問をした場合		399 円/月	798 円/月	1197 円/月
	初回加算Ⅱ 過去 2 ヶ月訪問看護を受けていない 場合、新規に訪問看護計画書を作成した場合		342 円/月	684 円/月	1026 円/月
⑦	複数名訪問看護加算Ⅰ 同時に看護師 30 分未満		290 円/回	580 円/回	869 円/回
		30 分以上	459 円/回	917 円/回	1375 円/回
	複数名訪問看護加算Ⅱ 同時に看護補助者 30 分未満		230 円/回	459 円/回	688 円/回
		30 分以上	362 円/回	723 円/回	1084 円/回

※上記の◆の加算分は支給限度額に含まれません。

准看護師による訪問の場合、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定させていただきます。

介護保険負担割合(1～3 割)に応じて自己負担が発生します。

加算料金等の説明と同意

A. サービス提供体制強化加算 Ⅰ〔 有 〕

当事業所は、訪問看護歴 7 年以上の職員を 30%配置し、 サービスの質を高めるための
研修等を実施しています

B. 緊急時訪問看護加算 〔 有・無 〕

安心した在宅療養生活を過ごすために、同意を得た方に、夜間・休日を問わず 24 時間
いつでもご相談を受け、必要時訪問看護を実施するものです。訪問看護を行った際は、その
時間に応じた費用が生じます。

なお、夜間等に訪問看護を行った場合、月の 2 回目から早朝(6 時～8 時)と夜間(18 時
～22 時)は 25%、深夜(22 時～6 時)は 50%の加算が生じます

*連絡方法等に関する詳細は別に配布いたします。

C. 特別管理加算

以下の特別な管理を必要とする利用者で、その状態にある者をいいます。

- | | | |
|----|---|--|
| I | ☐ 在宅麻薬等注射指導管理 | ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 |
| | ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 | ☐ 気管カニューレを使用している |
| | ☐ 留置カテーテルを使用している | ☐ 在宅気管切開患者指導管理 |
| II | ☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 | ☐ 在宅血液透析指導管理 |
| | ☐ 在宅酸素療法指導管理 | ☐ 在宅中心静脈栄養指導管理 |
| | ☐ 在宅経管栄養指導管理 | ☐ 在宅自己導尿指導管理 |
| | ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | ☐ 在宅自己疼痛患者指導管理 |
| | ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 | ☐ 人工肛門・人工膀胱設置している |
| | ☐ 真皮を越える褥瘡 | ☐ 週3日以上点滴が必要な状態 |
| | ☐ 該当なし | |

その他、必要な加算が生じた場合には、その都度ご説明し、ご了承いただきます。

3) その他の利用料（消費税別）

- | | | |
|--------------------------|----------------|----------|
| (1) 交通費 | 通常の訪問看護エリア外 | 一律 450 円 |
| (2) 緊急訪問看護加算契約者以外の緊急訪問 | 法定利用料の 10 割相当額 | |
| (3) 特別管理加算対象外の長時間訪問看護利用料 | 2,000/30 分につき | |
| (4) 死亡時のお清め（エンゼルケア） | 10,000 円 | |

※訪問看護指示書を発行に際し、主治医の属する医療機関で「訪問看護指示書料」の一部負担が発生しますのでご了承ください

4. 利用料の支払い方法

原則、ご指定の口座振替とさせていただきます。都合が悪い場合はお申し出ください。

ご指定口座振替	・	現金集金
---------	---	------

事業者

事業者及び事業所名	公益社団法人板橋区医師会 板橋区医師会訪問看護ステーション
代 表 者	代表理事 齋 藤 英 治 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____